

大阪公立大学教員活動点検・評価実施要項

2022年4月1日
教員自己点検委員会

第1条 趣旨

この要項は、大阪公立大学教員活動点検・評価方針（以下、「方針」という。）第4に基づき、教員活動点検・評価の具体的な実施方法について定めるものである。

第2条 点検・評価の基礎資料

教員活動点検・評価の基礎資料は、次の各号のとおり、指定の書式に従い、各教員が作成する。

- (1) 「年度活動報告書」【様式1】
- (2) 「個人活動評価書」【様式2】

第3条 点検・評価の対象教員

教員活動点検・評価の対象教員は、方針第3に定める教員のうち、点検・評価の期間中の在籍(活動)期間が1年以上の教員とする。ただし、学長が特に認める場合は在籍(活動)期間が1年に満たない場合でも対象とすることができる。なお、サバティカル研修中の教員は点検・評価対象とする。クロスアポイントメント中の教員については、契約書等に記載の業務割合が70%以上の場合は点検・評価対象とする。

2 本人のやむを得ない事情により、点検・評価を実施することが困難となった教員については、研究院長の判断で点検・評価の対象から除外することができる。

第4条 点検・評価の領域及び共通項目

教員活動点検・評価の共通項目は、以下のとおりとし、その点検・評価は「年度活動報告書」記載の各項目に関連する諸事項を包括して実施する。

- (1) 教育：大学院課程教育、学士課程教育、FD活動情報、その他教育活動
- (2) 研究：研究成果の発表、研究資金等の獲得実績、その他研究活動
- (3) 社会貢献：委員歴、社会・学術貢献活動、その他社会貢献活動
- (4) 大学運営：大学運営活動

第5条 点検・評価の比重

教員活動点検・評価の比重は以下のとおりとし、ここでいう比重とは、エフォートではなく、評価のウェイトのことをいい、百分率で示すこととする。

- (1) 教育、研究、社会貢献、大学運営及び研究院が独自の活動を点検・評価するため別途設定した領域の比重が合計で100%となるように重み付けを行う。
- (2) 点検・評価の各領域について、各研究院は研究院としての点検・評価の比重を示すこととし、教員はその範囲内で、各領域の比重を設定する。なお、教育、研究及び社会貢献の各領域の比重について、0%と設定することはできない。

- (3) 教員が設定した比重は、研究院長等の評価者が確認し承認するものとする。
- (4) 教員が設定し、研究院長等の評価者が承認した比重については、点検・評価の期間中、変更しないことを基本とするが、相応の理由が認められる場合、研究院長等の評価者との相談の上、変更することができる。

第6条 教育重点教員

教育重点教員を設置する研究院において、自らの意思で教育重点教員として点検・評価を行うことを選択した教員については、研究院長等の評価者が確認し承認するものとする。なお、教育重点教員を選択する場合、点検・評価の期間中、教育重点教員として点検・評価を行う。

- 2 教育重点教員については、第5条第2号前段の規定にかかわらず、教育の領域について、研究院としての点検・評価の比重を超えた設定とすることができる。

第7条 点検・評価の方法

教員活動点検・評価の基礎として、各教員は自己点検・評価を行う。

- 2 自己点検・評価は、評価期間における計画に対する進捗状況についての自己点検・評価（自己評価1）と、評価期間における活動実績についての自己点検・評価（自己評価2）とする。
- 3 自己点検・評価の結果として各教員が「個人活動評価書」（自己評価1、2）を作成する。
- 4 点検・評価の段階は、「個人活動評価書」に基づく活動計画の進捗状況（自己評価1）、「年度活動報告書」に基づく活動実績（自己評価2）ともに、4段階評価とする。
- 5 各教員による自己評価の区分は、S・A・B・Cの4段階とし、各領域の比重をもとに加重平均をとった数値により総合評価を行う。
- 6 自己点検・評価は毎年度行い、評価期間終了時に最終評価を行う。ただし、方針第6に掲げる大学運営の領域については、毎年度の自己点検・評価は行わず、評価期間終了時にのみ評価を行う。なお、方針第6に基づき定められた研究院独自の領域については研究院が定めることとする。

第8条 点検・評価者

各教員の自己点検・評価を基礎に、研究院長を評価者として研究院において点検・評価を実施する。なお、研究院において細分化した評価単位ごとに別途評価者を設定することは妨げないが、研究院における点検・評価の責任については、研究院長に帰することとする。

- 2 毎年度末、研究院長等の評価者は、各教員の「年度活動報告書（当該年度）」及び「個人活動評価書」（自己評価1、2）を確認する。
- 3 評価期間終了時、研究院長等の評価者は、各教員の「年度活動報告書（評価対象期間分）」「個人活動評価書」（自己評価1、2）に基づき、研究院における点検・評価を実施する。「個人活動評価書」（部局評価）を作成し、最終評価を決定する。
- 4 研究院における点検・評価に際して、研究院長等の評価者は必要に応じて各教員と面談を行うことができる。
- 5 研究院における点検・評価に際して、研究院長等の評価者は必要に応じて「年度活動報告書」、「個人活動評価書」に加え、別の資料を教員に求めることができる。

6 研究院長等の評価者による部局評価の区分は、S・A・B・Cの4段階とする。

第9条 研究院長の点検・評価者

研究院長については、各々の自己点検・評価を基礎に、学長を評価者として点検・評価を実施する。ただし、学長が特別な事由があると認めた研究院長については、この限りではない。

第10条 点検・評価結果の取り扱い

研究院長等の評価者は、評価期間終了時に当該教員へ「個人活動評価書」を交付することにより、各教員の評価結果を通知する。

2 研究院長は、研究院全体の点検・評価の実施状況を年度ごとに「実施報告書」により教員自己点検委員会に報告する。

3 教員自己点検委員会は、年度ごとに研究院の点検・評価の実施状況を取りまとめ、大学評価委員会に報告する。なお、評価期間終了時には研究院の最終評価を取りまとめて大学評価委員会に報告し、大学評価委員会はその内容を内部質保証会議及び教育研究審議会に報告する。

第11条 異議申し立て手続と対応

被評価者が点検・評価の結果に異議ある場合は、結果が通知された日から1ヶ月以内に、異議内容とその根拠を明記した「異議申立書」を、研究院長に提出することとする。

2 研究院長は「異議申立書」を精査し、当人との面談等を通じて、最終的判定を行う。

第12条 点検・評価結果の公表

教員活動点検・評価結果については、大学全体及び研究院の評価結果の集計を公表する。公表にあたっては、以下の条件で行う。

- (1) 開示に適さない項目・内容は教員自己点検委員会で限定する。
- (2) 公表の範囲と方法は教員自己点検委員会で決定する。

第13条 点検・評価の総括

教員自己点検委員会は各研究院の点検・評価に関して、以下のとおりの総括を行う。

- (1) 各研究院の点検・評価体制のあり方について、点検する。
- (2) 上記点検の結果を分析し、以降の教員活動点検・評価制度に係る以下の項目について検討する。
 - イ 点検・評価の結果を研究院の組織改善に活かす方策
 - ロ 各教員の目標設定に資する評価指針等の策定
 - ハ 上記のほか教員活動点検・評価制度の改善に係る方策

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2025年10月8日から施行する。